

ユニット型指定介護老人福祉施設「つるべ荘」重要事項説明書

(令和8年8月1日改正)

当施設は、介護保険の指定を受けています。
(石川県指定 第1772200125号)

当施設は契約者（以下「利用者」といいます。）に対してユニット型指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供される施設サービスの内容、契約上注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※ 当施設への入居は、平成27年4月以降、原則として要介護認定の結果「要介護3」以上と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けられていない方でも利用は可能です。

◇ ◆ 目 次 ◇ ◆

1	事業者	1
2	事業所の概要	1～2
3	ユニット及び居室の概要	2
4	職員の配置	3
5	当該施設が実施する施設サービスと利用料金	4～9
6	入居中の医療の提供について	8
7	施設を退居していただく場合（契約の終了）	9～11
8	サービス提供における事業者の義務	11～12
9	残置物引取人	12
10	苦情の受付	12
11	緊急時における対応について	12
	重要事項説明書付属文書（1～5）	13～15

1 事業者

- | | |
|------------|---------------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 福志会松任 |
| (2) 事業者所在地 | 石川県白山市一塚町1351番地1 |
| (3) 電話番号 | 076-276-2020 (FAX) 076-276-2335 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 山田 英示 |
| (5) 設立年月日 | 平成15年8月5日 |

2 事業所の概要

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 施設の種類 | ユニット型指定介護老人福祉施設 |
| | 平成16年10月1日指定 石川県長第1258号 |

- (2) 施設の目的 入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づいて、居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものになるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援します。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム「つるべ荘」
- (4) 施設の所在地 石川県白山市一塚町 1351 番地 1
- (5) 電話番号 076-276-2020 (FAX) 076-276-2335
- (6) 管理者 島野桂太郎
- (7) 当施設の運営方針 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村居宅支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- (8) 開設年月日 平成 16 年 10 月 1 日
- (9) 入居定員 特別養護老人ホーム 70名
短期入所生活介護 10名

3 ユニット及び居室の概要

当施設では、以下のユニット及び居室・共同生活室・設備等をご用意しています。入居される居室については、利用者の心身の状況、居室の空き状況、各ユニットにおける利用者相互の社会的関係等を考慮した上で入居します。

◇利用者から居室の変更の申し出があった場合は、協議の上決定するものとします。

	種類	室数	備考
1 階	うめの里 (ユニット) ももの里 (ユニット) つばきの里 (ユニット) さくらの里 (ユニット)	(個室) 10 室 (個室) 10 室 (個室) 10 室 (個室) 10 室	
2 階	あじさいの里 (ユニット) もくせいの里 (ユニット) さざんかの里 (ユニット) はぎの里 (ユニット)	(個室) 10 室 (個室) 10 室 (個室) 10 室 (個室) 10 室	短期入所用ユニット
	共同生活室 一般浴室 トイレ	8 室 8 室 24 箇所	各ユニットごとに 1 室 各ユニットごとに 1 室 各ユニットごとに 3 箇所
	特殊浴室 (機械浴槽) 医務室 機能訓練室	1 室 1 室 1 室	1 階 2 階 2 階

※上記は、厚生労働省が定める基準に従い、施設に必置が義務付けられている施設・設備等です。

4 職員の配置

当施設では、利用者に対して、施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。 ※職員数は短期入所生活介護サービスとの合算です。

〈主な職員の配置状況〉※職員は指定基準を遵守しています。 単位：名

職種	人員		常勤換算	指定基準
	常勤	非常勤		
1 管理者（施設長）	1		1	1.0
2 介護職員	35以上	4以上	40.0以上	24.0
3 看護職員	4以上		4.0	3.0
4 生活相談員	兼）2		1.5	1.0
5 介護支援専門員	兼）2以上		1.0	1.0
6 医師（嘱託医）		1	0.1	嘱託医
7 機能訓練指導員		1	1	1.0
8 栄養士（管理栄養士）	1以上	1	1以上	1.0
9 調理員	2以上	3以上	4以上	-

※常勤換算 職員それぞれの週当たりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（週40時間）で除した数です。

（例）週24時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、3名（24時間×5名÷40時間＝3名）となります。

◇主な職種の勤務体制

職種	勤務体制・勤務時間
①医 師	毎週 水曜 13:00～15:00
②介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早 出 7:00～16:00 8名 遅 出（準夜） 13:00～22:00 8名 夜 勤 22:00～ 7:00 4名
③看護職員	平日の標準的な勤務体制 早 出 8:00～17:00 1名 日 勤 8:30～17:30 3名 遅 出 9:00～18:00 1名

※土・日曜日、祝日等は上記と異なることがあります。

5 当施設が実施する施設サービスと利用料金

当施設では、利用者に対して以下の施設サービスを提供します。

◎ 介護老人福祉施設サービス

当施設が提供するサービスについては、利用料金の通常9割から7割が介護保険から給付されます。

(1) 施設サービスの概要

①食 事

- ・ 当施設では、栄養ならびに利用者の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ 利用者の自立支援のため離床して共同生活室にて食事をとっていただくことを原則としています。

(標準的な食事時間)

朝食 8:00～10:00 昼食 11:30～13:30 夕食 17:30～19:00

※利用者の病状に応じて、特別食・療養食を提供します。

②入 浴

- ・ 適切な方法により、1週間に2回以上、利用者の入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。また適切な方法により利用者の意向に応じるようにできるだけ入浴の機会の提供を行います。

③排せつ

- ・ 排せつの自立を促すため、利用者の身体機能を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能回復又はその減退を防止するための訓練を行います。

⑤健康管理

- ・ 嘱託医師や看護職員が健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、整容・洗面・口腔ケアなど日常生活上の援助を適切に行います。
- ・ 日常生活における家事を利用者の心身の状況に応じて、それぞれの役割をもって行うように支援します。

⑦レクリエーション及びクラブ活動

利用者の希望により、行事、レクリエーション、クラブ活動に参加していただくことができます。

ただし、行事、レクリエーション、クラブ活動により入場料又は材料費等が発生した場合については、その費用は利用者に負担いただくこととなります。

(2) 施設サービス1日あたりの利用料金 (別紙参照)

《注意》 平成30年8月(利用分)以降世帯の課税所得金額により介護保険の負担額が2割または3割となる方があります。以下の記載の金額は利用者負担が1割であることを想定して記載しています。利用者負担割合が1割でない方はこの記載の金額とは異なりますのでご注意ください。(2割負担の場合の自己負担額は以下の記載金額の約2倍、3割負担の方は3倍となります。)

1) 介護保険給付によるサービス

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じた、施設サービス利用料金から介護保険給付金額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(施設サービスの利用料金は、要介護度に応じて異なります。)

単位：円/日

項 目	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
① 利用料金 (介護サービス費)	6,700	7,400	8,150	8,860	9,550
②うち自己負担額	670	740	815	886	955
③日常生活継続支援加算	46	46	46	46	46
④ 看護体制加算	12	12	12	12	12
⑤夜勤職員配置加算	18	18	18	18	18
⑥ 自己負担額計 (②～⑤の合計)	746	816	891	962	1,031

※1 ③の「日常生活継続支援加算」は重度の要介護者や認知症の入居者が多くを占める施設において、介護福祉士を手厚く配置し、可能な限り個人の尊厳を保持した日常生活を継続できるための支援を評価した加算です。⑤の夜勤職員配置加算は夜間や早朝に手厚く職員を配置していることによる加算です。

※2 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、施設サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険料から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「施設サービス提供証明書」を交付します。

※3 給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

2) 初期加算

利用者が入居した日、もしくは利用者が 30 日を超える入院の後に再び入居された場合、当該日より 30 日間に限り「初期加算」の対象となります。

1 日あたりの加算料金 300 円（自己負担額 30 円）

3) 強化型栄養マネジメント加算

管理栄養士等が共同して利用者の栄養ケア計画を作成し、栄養状態のデータ管理や食事指導などの利用者の栄養管理を行なうことによる加算です。

1 日あたりの加算料金 110 円（自己負担額 11 円）

※栄養ケア計画は、入居者の栄養状態（身体状況）等に応じて、または介護保険の基準に従い、評価・見直しを行います。

4) (削除)

5) 外泊時加算

利用者が、1 月に 6 日以内の入院又は、外泊をされた場合にお支払いいただく料金は下記の通りです。※この場合介護サービス費、食費はいただきません。

1 日あたりの加算料金 2,460 円（自己負担額 246 円）

7) 口腔機能管理体制加算（対象者のみ）

歯科医師等が、個々の入居者に対し、口腔ケアを実施し、職員への技術指導、助言を行っていることによる加算です。

1 か月あたりの加算金額 1,100 円（自己負担額 110 円）

8) 経口維持加算（対象者のみ）

利用者が、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる場合、利用者の食事の状況を観察した上、医師または歯科医師の指示に基づく経口維持計画の作成を行う場合、経口移行加算の対象となります。（原則として 6 か月を限度とします。）

1 か月あたりの加算料金 5,000 円以内（自己負担額 500 円以内）

9) 経口移行加算（対象者のみ）

経管により食事を摂取する利用者が、経口移行を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合、経口移行加算の対象となります。（180 日を限度とします）

1 日あたりの加算料金 280 円（自己負担額 28 円）

10) 療養食加算（対象者のみ）

医師の指示に基づく療養食を提供した場合、療養食加算の対象となります。

1 食あたりの加算料金 60 円（自己負担額 6 円）※1 日 3 食を限度とします。

1 1) 若年性認知症入所者受入加算（65 歳未満の対象者のみ）

若年性認知症を有する方（65 歳以下の初老期における認知症によって要介護状態となった方）に個別に担当者を定め、特性・ニーズに応じた、介護サービスを提供する場合、若年性認知症入所者受入加算の対象となります。

1 日あたりの加算料金 1,200 円（自己負担額 120 円）

1 2) 看取り介護加算

利用者が、医師により、医学的に回復の見込みがないと診断された場合に、利用者・家族の同意のもと、「看取り介護に関する指針」に基づき、施設にて看取り介護の計画書を作成し、それに基づき看取り介護を行った場合による加算です。死亡日以前、45 日以内にさかのぼって算定します。

※当施設の看取り看護に関する指針は、付属文書 6 により説明します。

（1 日あたりの加算料金）

区 分	①加算料金 (1 日当り)	②自己負担額
死亡日以前 45 日～31 日	720 円	72 円
死亡日以前 4 日～30 日	1440 円	144 円
死亡前日・前々日	6,800 円	680 円
死亡日	12,800 円	1,280 円

1 3) 排せつ支援加算（対象者のみ）

排せつに介護を要する利用者に対し、他職種が協働して支援計画を作成し計画に基づいて支援した場合、排せつ支援加算の対象となります。

1 月あたりの加算料金 1000 円（自己負担額 100 円）

1 4) 褥瘡マネジメント加算（対象者のみ）

利用者の褥瘡（床ずれ）の発生を予防するために、その発生と関連の強い項目について定期的に評価を実施し、発生の予防等を計画的に管理を行った場合、褥瘡マネジメント加算の対象となります。

1 月あたりの加算料金 30 円（自己負担額 3 円）

1 5) 自立支援促進加算及び科学的介護推進体制加算（該当者のみ）

入居者の介護支援計画の作成に合わせて、国のデータベースと連携し、入居者の ADL を評価分析し、医師、介護支援専門員等で本人らしい生活が送れるよう支援を行うことに関する加算です。

ア 自立支援促進加算

1 か月あたりの加算料金 3,000 円（自己負担額 300 円）

イ 科学的介護推進体制加算

1 か月あたりの加算料金 400 円（自己負担額 40 円）

- 16 安全体制加算（初回入居時のみ） 200 円（自己負担額 20 円）
 17 生産性向上加算 月額 100 円（自己負担額 10 円）
 18）介護職員処遇改善加算・および特定処遇改善加算

上記1）～17）までの自己負担額合計の 17.6%（R8.6 以降）相当が介護職員処遇改善加算及び特別処遇改善加算として加算されます。

19）介護保険の給付対象とならない施設サービス

以下の施設サービスは、利用料金全額が契約者の負担となります。

① 食費

利用者に提供する食事の材料費及び調理に関する費用です。実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の負担額（1 日あたり）を限度とし、料金が次のとおり軽減されます。

1 日あたりの料金（標準負担額：第 4 段階）は下記の通りです。

② 朝食 350 円	② 昼食 600 円	③ 夕食 500 円	④ 1 日計 1,450 円
------------	------------	------------	----------------

※介護保険負担限度額認定者の食費負担額（1 日あたり）

第 1 段階	300 円	第 2 段階	390 円	第 3 段階	680 円又は 1360 円
--------	-------	--------	-------	--------	----------------

◎行事食などの特別な食事については、別途料金が発生する場合があります。

入居者の希望によるものとし、料金等は都度ご案内します。

② 居室料

利用者が施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）を負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額の認定を受けている方については、その認定証に記載された居室料金（居住費）の金額（1 日当り）が負担となり、負担額が軽減されます。

◎ 居室料金 2,200 円 ※1 日あたり

※外出・外泊・入院等で居室を空けておく場合でも居室料金が必要となります。

なお、負担限度額認定第 1～3 段階の方は 6 日目までは負担限度額（1・2 段階：880 円 3 段階 1,370 円または、1,470 円）の適用が受けられますが、7 日目からは上記居室料金をご負担いただきます。

③ 預り金管理サービス ※希望者のみ

預り金通帳の管理が必要な方がご利用いただけます。 管理料 月額 500 円以内

④ 理美容サービス ※希望者のみ

月 2 回程度理容師・美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。ただし、利用料金は、利用者が業者（理美容師）にお支払いいただくこととなります。料金は各理美容業者が提示する金額とし、以下の金額は目安となります。

○調髪 2,500 円～4,500 円（顔そり、シャンプーの有無により異なります）

○カラー（毛染）、パーマ 6,000 円～

⑤ 日用品費 実費 ※希望者のみ

身の回り品として日常生活に必要なものを提供します。

⑥ その他の諸費用 ※希望者のみ

1 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活上必要となる費用で利用者に負担いただくものについては、実費負担を頂きます。

例)・ウール製品・毛布等外注に出す必要のあるもののクリーニング代

- ・電報・宅配等の通信運搬費が必要な場合の費用
- ・個人の希望による身の回り品・新聞・雑誌等を講読される場合の費用
- ・施設の行事にかかる実費（外部施設の入館料・外食の費用等）
- ・施設内売店の利用票での個人購入
- ・病院（診療所）・歯科医院での診察費、検査費用・薬局での薬を受ける場合の費用及び文書料等の保険外費用
- ・個人の居室内に設置した個人用電話の通話料金
- ・インフルエンザ予防接種や感染症の検査等に費用がかかる場合
- ・個人の希望により外出した場合の職員随行にかかる費用(入館料等)

※おむつ代は介護保険の対象となっていますのでご負担はありません。

2 居室で個人的な電気製品を使用される場合の費用

テレビ・電気毛布等を居室で使用される場合	1日1点	30円
施設もちのテレビを使用される場合	1日	60円

3 契約の終了後居室を明け渡さない場合

利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合は本来の契約終了から現実居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1日あたり）

ご利用者の 介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
料金(加算含)	7,854円	8,591円	9,394円	10,142円	10,879円
居室料	2,130円	2,130円	2,130円	2,130円	2,130円
合計	9,984円	10,721円	11,524円	12,272円	13,009円

4 利用者が、要介護認定で自立または要支援と判定された場合、暫定的な要介護度に係る料金をお支払いいただきます。

5 経済事情の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当の額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更の事由について説明いたします。

20) 利用料金の支払い方法

前記①～⑥の利用料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求しますので、翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- 1 利用者または代理人（家族等）名義の口座からの自動引落（毎月22日引落）
なお、金融機関によっては引落日が異なる場合があります。
- 2 下記指定口座への振込

金沢信用金庫 松任南支店

普通預金 (口座番号) 419364

(口座名) 社会福祉法人福志会松任 理事長 山田英示

※振込みの際には、利用者名義にてお願いします。なお、振込みにかかる手数料は利用者負担となります。

3 つるべ荘事務室での現金支払(原則として平日の8:30~17:30)

21) 利用料金(費用)の改定(変更)について

1)~18)に記載された利用料金(利用者負担)については、国の介護保険制度により、定期的(原則として3年に1度)に変更が行われます。そのほか、19)の保険給付外のサービスを含め、都度改定(変更)が行われることもあります。改定の際にはその都度、お知らせをさせていただきます。

6 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者または家族等の希望により、下記医療機関において診療または入院治療を行うことが出来ます。(ただし、下記医療機関での優先的な入院・治療を保証するものではありません。また、入院・治療を義務付けるものでもありません。)

- | | | |
|---------|-------|----------------|
| ①協力医療機関 | (名 称) | 公立松任石川中央病院 |
| | (所在地) | 石川県白山市倉光3丁目8番地 |
| | (診療科) | 内科、外科、整形外科 等 |
| ②協力歯科医院 | (名 称) | たに歯科クリニック |
| | (所在地) | 石川県白山市相木2丁目9-8 |
| | (診療科) | 歯科、口腔外科 |

7 施設を退居していただく場合(契約の終了)

当施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由のない限り、継続して福祉サービスを利用することが出来ますが、仮に次のような場合に至った場合には、当施設との契約は終了し、利用者に退居していただくことになります。

- ①要介護認定により、利用者の心身の状況が自立または要支援と認定された場合
- ②平成27年4月以降に入居された方で、特定入所の要件により入居した場合を除き、入居後心身の状況が要介護2以下と認定された場合で、下記のいずれかのような居宅において、日常生活営むことが困難なやむを得ない状況が認められない場合

注:「特定入所」とは、下記のような居宅で日常生活を営むことが困難なやむを得ない事由があるため、要介護1または2で介護老人福祉施設へ入居することをいいます。(平成27年4月以降の新規入居者に適用)

(居宅で日常生活を営むことが困難なやむを得ない事由)

ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。

ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。

エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

②利用者が死亡された場合

③事業者が解散、破産した場合またはやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合

④施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対する施設サービスの提供が不可能となった場合

⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合

⑥利用者から退居の申し出があった場合（詳細は（１）をご参照下さい）

⑦事業者から退居の申し出があった場合（詳細は（２）をご参照下さい）

⑧利用者の心身状態の変化により、利用者に必要な医療ケア、施設サービスの提供が困難となった場合

（１）契約者からの退居の申し出（契約書第１４条・第１５条参照）

契約の有効期間であっても、契約者からの退居を申し出ることができます。

その場合には、退居を希望する７日前までに退居申込届をご提出下さい。ただし、以下のような場合には即時に契約を解約・解除し、施設を退居することが出来ます。

①介護給付費体系の変更に伴う施設サービス費の変更、その他介護保険給付対象のサービス利用料・加算の変更に同意できない場合。

②介護保険給付対象外サービスの料金の変更に同意できない場合。

③利用者が入院した場合

④事業者もしくは施設サービス従事者が正当な理由なく、本契約に定める施設サービスを実施しない場合

⑤事業者もしくは施設サービス事業者が守秘義務に違反した場合

⑥事業者もしくは施設サービス従事者が故意または過失によりご利用者及びご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（２）事業者からの申し出により退居していただく場合（契約書第１６条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退居していただくことがあります。

①利用者が、契約締結時に、ご利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げずまたは不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

②利用者による、サービス利用料金の支払いが２か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合

③利用者が、故意または重大な過失により事業者または施設サービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

④利用者が連続して３か月を超えて病院または診療所に入院すると見込まれる場合、

若しくは入院した場合

- ⑤利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設（介護医療院）に入院した場合

（３）利用者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第１８条参照）

当施設入居中に、医療施設への入院の必要が生じた場合の対応は以下のとおりです。

①検査入院等、６日以内の短期入院の場合

６日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入居することが出来ます。

ただし、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

☆外泊時加算 １日当り ２４６円（自己負担額）

☆居室料金 １日当り ２，２００円

※介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方の居室料金は、負担額認定証に記載された金額となります。

②７日以上３か月以内の入院の場合

７日間以上３か月以内の入院をされた場合には、退院後再び施設に入居することができます。

ただし、入院時に予定されていた退院日より早く退院された場合等、退院時に施設の受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室をご利用いただく場合があります。入院期間中の利用料金は下記の通りです。

☆６日目まで（複数の月にまたがる場合は最大１３日目まで）上記①に同じ

☆７日目以降、居室料金 ２，２００円のみご負担いただきます。

※介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方でも７日目以降は所定の居室料金となります。

③３か月以内の退院が見込まれない場合は契約を解除する場合があります。解除になった場合には、当施設に再び入居することもできます。

（４）円滑な退居のための援助（契約書第１７条参照）

利用者が当施設を退居する場合には、利用者または家族等の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、おかれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所または、介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業所の紹介
- その他保健医療サービスまたは福祉サービス提供者の紹介

８ 施設サービス提供における事業者の義務 （契約書第７条・第８条参照）

当施設は、利用者に対して、施設サービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

①利用者の生命・身体・財産の安全・確保に配慮します。

②利用者の体調、健康状態からみて、必要な場合には、医師又は看護職員、もしくは主治医または協力医療機関と連携し、利用者または代理人（家族等）からの聴取、

確認の上で施設サービスを実施します。

- ③利用者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前までに、要介護認定の更新に必要な援助を行います。
- ④事業者は、利用者の心身の状況等を適宜、ご家族等に報告するとともに、要介護認定の更新により利用者の要介護認定が変更された場合には、速やかに利用者または家族等に通知します。
- ⑤利用者に提供した施設サービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、利用者もしくはその代理人の請求に応じて、閲覧、または複写物を交付いたします。
- ⑥利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為は行いません。ただし、利用者または他の利用者等の生命・身体を保護するためやむを得ない場合には、記録を記載するなど、適切な手続きにより、身体等を拘束する場合があります。
- ⑦事業者は、褥瘡（じょくそう：床ずれのこと）が発生しないよう適切な介護を行うとともに、それを防止するための体制を整備いたします。
- ⑧事業者は事故の発生またはその再発を防ぐため次のような措置を講じます。
 - ア 事故防止のための指針を策定します
 - イ 事故が発生した場合または、それに至る危険性が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を、従業者に周知徹底します。
 - ウ 事故防止のための委員会及び研修を定期的に行います。
- ⑨事業者は感染症や食中毒の発生やその蔓延防止のために必要な措置を講じます。
- ⑩事業者及びサービス従事者または従業員は、施設サービスの提供にあたって知り得た利用者または家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者や家族等の心身等の情報を提供いたします。

また、利用者の円滑な退居のための援助を行う際には、予め文書にて、利用者の同意を得ます。
- ⑪事業者は、施設サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに、市町村、利用者または、家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

9 残置物引取人（契約書第21条参照）

入居契約が終了し退居したときは、当施設に残された利用者の残置物（所持品）がある場合には、その旨、利用者または家族等代理人に連絡し、その連絡を受けた後2週間以内に残置物を引き取っていただきます。

利用者または代理人に特段の事情がある場合を除いて、利用者が引き取りに相当な期間を過ぎても、残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を引き渡すものとしますが、引渡しにかかる費用については、利用者にご負担いただきます。

また、残置物を当施設において処分を希望された場合には、その処分にかかる費用をご負担いただきます。

10 苦情等の受付（契約書第22条参照）

（1）当施設における苦情やご相談は以下で受付けます。

苦情解決責任者 管理者 島野桂太郎

苦情受付担当者 副施設長 竹澤しのぶ

（電話） 076-276-2020 （FAX）076-276-2335

（受付時間） 毎週 月～金曜日 8：30～17：30

（2）苦情にかかる第三者委員

○ 中村 久昭 （白山市旭コミュニティセンター長） 276-1288

○ 坂上 裕宣 （法人監事 税理士） 事務所 276-3355

（3）行政機関その他苦情受付機関

白山市役所長寿介護課	所在地	白山市倉光2丁目1番地
	電話番号	(076) 274-9529
	受付時間	9：00～17：00 （毎週月～金曜日）
石川県国民健康保険団体 連合会高齢者介護サービス 苦情110番	所在地	金沢市幸町12番1号
	電話番号	(076) 231-1110
	受付時間	9：00～17：00 （毎週月～金曜日）
石川県福祉サービス運営 適正化委員会 （石川県社会福祉協議会内）	所在地	金沢市本多町3丁目1番10号 （石川県社会福祉会館2階）
	電話番号	(076) 234-2556
	受付時間	9：00～17：00（毎週月～金曜日）

11 緊急時における対応について

- ① サービス提供中に利用者の心身の状況に異変その他・緊急事態が生じたときは、速やかに、家族及び囑託医・協力医療機関に連絡し、適切な処置を講じます。
- ② サービス提供中に、天災その他の災害が発生した場合には、事業者は、利用者の避難等適切な処置を講じます。また、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関との連携方法を確認するとともに、定期的な職員教育・周知を実施します。災害時には避難等の指揮を執ります。災害時に備え、定期的に避難訓練を行います。

重要事項説明書付属文書

1 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 瓦葺 2階建
 (2) 建物床面積 1階 2,791.77㎡ 2階 2,222.59㎡ 計 5,014.36㎡
 (3) 併設の事業 当施設では、次の事業を併設し、実施しています。
 ☆短期入所生活介護 定員 10人 ☆ 通所介護 定員 20人
 ☆居宅介護支援事業

2 職員の配置状況 ※基準に従い人員を配置してあります。

①施設長(管理者)	施設全体の管理者
②介護職員	利用者の日常生活上全般の介護並びに趣味、教養又は娯楽等の援助を行います。入居者2名に対し、1名以上の職員を配置しています。
③生活相談員	利用者の日常生活上の相談及び援助を行います。
④看護職員	利用者の健康管理及び療養上のお世話や相談・助言等を行います。3名以上の職員を配置しています。
⑤機能訓練指導員	利用者に対して、日常生活を営む上で必要な機能の改善やその減退を防止するための指導を行います。
⑥介護支援専門員	利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
⑦管理栄養士	利用者に対して、栄養及び嗜好を考慮した食事の提供及び栄養指導を行います。1名以上の職員を配置しています。
⑧医師	利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行います。 1名の医師を非常勤（嘱託）で配置しています。 緊急時や特に必要な場合には、嘱託医以外の医師が診察を行うこともあります。

※短期入所生活介護を含めた職員の配置状況です。

3 契約締結から、サービス提供までの流れ（契約書第2条参照）

利用者に対する具体的な施設サービス内容や施設サービス提供方針については入居後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及び変更は次の①～④の流れで行います。

- ① 当施設の介護支援専門員（ケアマネージャー）に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。
- ② その担当者は施設サービス計画の原案について、利用者またはその家族等に対して説明し、同意を得た上で、決定します。
- ③ 施設サービス計画は、6か月に1回、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要がある場合には、ご利用者及

びそのご家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。

④ 施設サービス計画が変更された場合は、利用者またはその家族等に対し書面を交付し、その内容を確認していただきます。

3 居室について

居室は約 13.8 m²（8 畳間ほど）の広さがあります。室内には電動ベッドと衣装ダンス、整理ダンスがあります。居室やリビング等に生活の継続に必要な家具や使い慣れた物品を持ち込むこともできます。介護用品（車いす、歩行器、クッション等）も施設でも用意できますが、使い慣れたものがあれば持ち込みください。

（居室や共同生活室（リビング）への私物の持ち込みについて）

居室やリビングには自分の暮らしを継続するために家具や使い慣れた物品の持ち込みができます。個室やリビングが本人にとって居心地のよい場所になるよう使い慣れた物品の持ち込みにご理解とご協力をお願いいたします。

【持ち込みの私物の一例】

（身の回り品）

ごはん茶碗、お椀、湯呑、コップ、はし、思い出のアルバム、写真、趣味の道具など

（家具家電類）

椅子、ソファ、テーブル、たんす、鏡台、お部屋に飾られていた絵画や作品、仏壇・位牌、カーペット、テレビ、ラジオ、加湿器、マッサージチェア、など

※なお、お持ち込みになった私物については、使用や居室の環境により劣化したり、汚損や破損あるいは、紛失することもあり得ます。なくなって困るものや貴重なものなどの持ち込みにはこの点を十分にご留意願います。

なお、持ち込みの私物が破損した際には、都度ご連絡の上、対応を協議させていただきます。

4 施設利用の留意事項

当施設の利用にあたって、施設に入居されている利用者が共同生活を営む上で、快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（１）持込の制限

入居にあたり、以下のものは、持ち込むことができません。

◎ 危険物（火気類や爆発の恐れのあるもの）、銃刀類等

（多額の）現金、有価証券、貴金属、その他高額な物品などの貴重品についても持ち込みできません。万一、盗難や紛失、破損、汚損等の事故があっても施設で責任は負いかねますのであらかじめご了承ください。

(2) 面 会 面会時間 8:30~20:00

※来訪者は、必ずその都度、面会カードに記入をしてください。

感染症の流行（予防）のため、面会の制限や条件を設けることもあります。

(3) 外出・外泊（契約書第20条参照）

外出・外泊をされる場合には、事前に申し込んでください。ただし、外泊については、最長で月6日間（月またぎの場合は最大連続13日）とさせていただきます。

なお、外泊・外出中に他の医療機関を受診したい（する）時には、必ず、事前に当施設の看護職員を通じて嘱託医にご相談の上、受診をしていただきます。

(4) 食 事

食事が不要になる場合には、前日までに申し出てください。申し出があった場合、食費が減額されます。

(5) 飲食物のお持ち込みについて

本人様に食べたいものを食べていただきたく、原則として制限はしませんが、次のルールを厳守してください。また、食事制限がある方や感染症の発生時等には持ち込みの制限を行うこともあります。

①生鮮食品、生ものは当日中に食べられる量だけをお持ちください。

②食事制限がある方に関しては必ず、事前にご相談ください。

③ほかの利用者様への差し入れ（おすそ分け）は必ず職員にご相談ください。

④持ち込みされた食品はユニット内または冷蔵庫にて管理しますが、直接入居者様に渡された場合にはその旨を職員にお知らせください。

⑤消費期限が過ぎているものや傷んでいるものなどは職員が処分をさせていただきます。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第9条参照）

◎ 居室は個人空間であり、暮らしの場でありますので、居室のカギの設置も可能ですが、施設サービスの提供や入居者の安否確認、または安全衛生等管理上必要がある場合等、個々に職員の鍵の使用（居室への立ち入り）や鍵の管理に関する取り決めをさせていただきます。

◎ 居室及び共同生活室、敷地を本来の用途に従って利用してください。故意またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備等を壊したり汚したりした場合には、利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

◎ 利用者に対する施設サービスの実施及び安全衛生上等の管理上必要があると認められる場合には、利用者の居室に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。ただし、この場合には、利用者のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。

◎ 当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

- ◎ 他の利用者や職員への、威嚇や暴力行為（暴言等の精神的な苦痛を与えるものを含む）や（性的なものを含む）ハラスメント行為、過剰または解決が難しい要求を繰り返して求め事業所の業務を妨害する行為については、固くお断りをします。場合によってはサービスの一時中断や利用契約の解除等の措置をとる場合があります。

（６）喫 煙

当施設の共用スペースでの喫煙はできません。

（７）福祉サービス第三者評価の受診（過去５年間） なし

《入居にあたっての留意事項》

入居者にとって可能な限り安全面に配慮していますが、施設の構造、入居者自身の身体状況や認知症の度合、その他疾患など様々な原因から、下記の危険性が伴うことへのご理解をいただきますようお願い申し上げます。

職員については、国の基準を遵守し、特に介護職員について国の基準を超える人数を配置しておりますが、入居者一人ひとりを常に見守ることは極めて困難であることと、仮に職員が常に入居者一人ひとりに付き添って見守り・介助を行っていてもこれらの危険性は完全に除外できないことをご了承ください。

- ・床はコンクリート基礎のものとなっており、歩行時の転倒、ベッドからの転落による外傷や骨折が起こりやすい状況にあります、加えて居室はすべて個室となっており、プライバシーが守られる反面、職員からの死角となり得ます。
- ・夜間は特に職員配置が少なく、呼ばれていてもすぐに対応できないこともあるため、転倒などの事故の起こる危険性は高まります。
- ・介護施設では体をベッドや車いす等に拘束する、四方を柵で囲む、居室に鍵をかけるなどの身体拘束は原則行いません。そのため、コール操作などが難しい認知症の方などは、転倒転落等の事故の可能性が高まります。
- ・高齢者の骨はもろく、椅子に腰かける、着替えなどの日常動作、介助の中でも容易に骨折する可能性があります。
- ・高齢であることや脳・神経系の疾患、認知症により飲み込む力（嚥下能力）が低下するため、どんなに注意を払っていても知らず知らずのうちに食物や唾液・痰などが気管に入ったりし、誤嚥性肺炎や窒息を起こすことがあります。
- ・集団生活の場であるので、他者からの風邪、インフルエンザ等の感染症に感染するリスクは高まります。
- ・高齢であることや脳・心臓の疾患により、急変・急死もあり得ます。
- ・入居者の容体が急変した時には、病院への救急搬送を行うことがあります。
（特段の意向表明があるときはこの限りではありません。）
- ・上記内容は一部であり、入居者の状態によってその危険性は変化します。予測できる範囲でそのリスクを説明させていただきます。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

5 損害賠償について（契約書第 10 条・第 11 条参照）

当施設において、事業者の責任により、利用者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の賠償について、利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

6 看取り介護について（看取り介護に関する指針）

つるべ荘では、入居者又は、そのご家族がご希望の場合、入居者ご本人に対して看取り介護を提供します。看取り介護の内容について、次のとおり説明します。

（１）当施設における看取り介護の考え方

看取り介護とは、医師の診断のもと入居者が近い将来、死に至ることが予見された時に、延命治療をせず、最後を施設で迎えたいと願う入居者に対し行い、死に至るまでの期間、その入居者の身体的、精神的な苦痛や苦悩をできる限り緩和し、尊厳と安楽を保ち安らかな死が迎えられるよう誠意をもって援助を行ないます。

（２）看取り介護の判断基準

- 1) 入院治療、退院を繰り返した結果、医療処置で改善、回復が見込めないと判断されたとき。
- 2) 慢性疾患や持病等の悪化により、入居者、ご家族の希望により看取り介護の依頼を受け、施設としても同意を得たとき。
- 3) 重度化、全身状態の低下状態にある入居者のバイタルサインに異常を観察したとき、食事摂食量の著しい低下、バイタルサインの持続的変化等により、全身状態の低下が極度に見られたとき。

（３）看取り介護の援助内容

- 1) ご家族に対し施設における医療体制の理解を得る。（24 時間の連絡体制を確保する他）
 - 2) ご家族、嘱託医師と相談し、過剰な医療処置（点滴、酸素など）は行いません。
 - 3) 経口摂取（食事、水分）ができなくなったら、無理な介助はせず、可能な限り時間をかけ、本人の希望に沿う介助を行います。
 - 4) 声掛けやスキンシップにより、細やかな状態を看て、断続的に見守りを行います。
 - 5) 居室環境づくりに努め、清潔整理に配慮します。
 - 6) 手足の保温に努め、ご本人の負担の軽減するため、可能な限り複数の職員で入浴介助、清拭介助（体を拭くこと）、排泄介助を行います。苦痛のあるときは、体位変換（体の位置を変えること）やマッサージなどの援助を適切に行います。
 - 7) ご家族に見守られ、孤独な気持ちを取り除き、そして職員が一体となったケアにより、穏やかに最期を迎えていただくよう支援いたします。
- （４）看取り介護を決定する場合は、ご家族の意向をふまえて嘱託医師を含め施設内で決定致します。
- （５）なお、看取り介護開始後、ご本人、ご家族の希望、意向に変化があった場合は、看取り介護の変更もできます。

令和 年 月 日

重要事項説明同意書

介護老人福祉施設サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 つるべ荘
(特別養護老人ホーム)

説明者 職 名 _____
氏 名 _____ ㊞

私は、本書面に基づいて事業者からの重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意します。

契約者（入居者）

住 所 _____
氏 名 _____ ㊞

代筆者

住 所 _____
氏 名 _____ ㊞ （続柄 _____）

身元引受人等

住 所 _____
氏 名 _____ ㊞ （続柄 _____）